

（あて先）大月市長

大月市移住支援金申請書

年度において、大月市移住支援金の交付を受けたいので、大月市移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	転入日	年 月 日
メールアドレス		電話番号	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			世帯の場合は同時に移住した18歳未満の者の人数	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	起業	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「山梨県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない

申請日から5年以上継続して、大月市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 大月市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である。
申請者及び世帯員と、暴力団等の反社会的勢力又は同勢力との関係		A. 関係がない	B. 関係がある

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

#### 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

#### 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他 ( )

7 添付書類（右欄に○をつけてください）

本人確認書類の写し ※「8 公的身分証明書について」をご覧ください	
住民票の写し（世帯の場合は世帯全員のもの）	
移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（世帯の場合は世帯全員のもの）	
転入前の就業証明書等又は転入前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書	
卒業証明書等	
※【外国人の方の場合】在留カード又は特別永住者証明書の写し	
①転入後就業した場合の添付書類	
就業先の就業証明書（様式第2号）	
②転入後起業した場合の添付書類	
山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し	
③テレワークの場合の添付書類	
所属先企業等の就業証明書（様式第2 - 2号）	

8 公的身分証明書について

本人確認に使用する公的な身分証明書は、次のものとなります。

1点のみで良いもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証 ・パスポート ・写真付き住民基本台帳カード</li> <li>・マイナンバーカード等</li> </ul>	
2点必要なもの（AとBから1点ずつ、又はAから2点）	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・その他被保険者証</li> <li>・国民年金手帳・厚生年金保険年金手帳・その他年金手帳、証書</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生証（写真付き）・会社等の身分証明書（写真付き）</li> <li>・国、県、市町村等が発行する資格証明書</li> </ul>

管理コード（山梨県及び大月市使用欄）	
--------------------	--

(別紙1)

大月市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山梨県及び大月市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請時から3年未満に本市から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請時から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第4条第2号の申請の場合のみ該当)：全額
  - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請時から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額

(別紙2)

## 大月市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山梨県及び大月市は、大月市移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）及び山梨県個人情報保護条例施行規則（平成17年山梨県規則第32号）並びに大月市個人情報保護条例（平成15年大月市条例第1号）及び大月市個人情報保護施行規則（平成15年大月市規則第1号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山梨県及び大月市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。